

議案第12号

鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年5月29日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立看護師等養成施設の設置及びその管理に関する事項について<u>定めるものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立看護師等養成施設の設置及びその管理に関する事項について<u>定めることを目的とする。</u></p>
<p>(設置)</p> <p>第2条 看護師及び助産師として必要な知識及び技能を修得させるため、鳥取県立看護師等養成施設（以下「看護師等養成施設」という。）を次のとおり設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 看護師、<u>保健師</u>及び助産師として必要な知識及び技能を修得させるため、鳥取県立看護師等養成施設（以下「看護師等養成施設」という。）を次のとおり設置する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(懲戒)</p> <p>第8条 知事は、教育上必要があると認めたときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する生徒に限り、行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(懲戒)</p> <p>第8条 知事は、教育上必要があると認めたときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の<u>一に</u>該当する生徒に限り、行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第8条の改正は、公布の日から施行する。